

平成16年年金制度改革における給付と負担の見直し

給付水準

(厚生年金(夫婦の基礎年金を含む))

今後の少子化の中でも、標準的な年金の給付水準は、年金を受給し始める時点(65歳)で現役サラリーマン世帯の平均的所得の50%を上回るものとする。

平成35(2023)年度以降 50.2%

現在の59.3%から、現役世代の人口減少とともに水準を調整。ただし、もらっている年金額は下げない。

年金をもらい始めた年以降の年金額(名目額)は物価の上昇に応じて増加するが、通常は物価上昇率よりも賃金上昇率の方が大きいいため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていくこととなる。

保険料負担

(厚生年金・国民年金)

現在 厚生年金：13.58%
(本人6.79%)
国民年金：13,300円

(厚生年金)

・平成16(2004)年10月から毎年0.354%(本人0.177%)の増
平均的勤労者(月収36.0万円、ボーナス3.6ヶ月分)本人
各月650円
ボーナス1回1,150円(年2回)

(国民年金)

・平成17(2005)年4月から
毎年月額280円の増(平成16年度価格)

平成29(2017)年度以降

厚生年金：18.30%
(事業主9.15%)

国民年金：16,900円
(平成16年度価格)

「平成16年度価格」…16年度の賃金水準を基準として価格表示したもの。実際に賦課される保険料額は、16年度価格の額に、賦課される時点までの賃金上昇率を乗じて定められる。したがって、その額は今後の賃金の上昇の状況に応じて変化する。

基礎年金国庫負担割合の 引上げとその道筋

平成16(2004)年度：着手

財源：年金課税の見直し(公的年金等控除の見直し、
老年者控除の廃止)

増収約2,400億円のうち地方交付税分を除く約1,600億円を基礎年金に充当
平成17年の所得から適用なので16年度の充当分はその1/6(272億円)

平成17(2005)年度・18(2006)年度：適切な水準にまで引上げ

財源：【平成15年12月与党税制改革大綱】
個人所得課税の抜本的見直し

平成19(2007)年度を目途
【平成15年12月与党税制改革大綱】
消費税を含む抜本的税制改革を実現

平成21(2009)年度まで：2分の1への引上げ完了